

平成29年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 最低制限価格・低入札調査基準価格・失格基準価格の見直し

□価格の算定方法

平成29年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、最低制限価格・低入札調査基準価格に中央公契連モデル式(H28.3.18 改正)を適用します。(ただし、予定価格の90%から70%までの範囲内とします。)

また、失格基準価格についても見直しを行います。

【最低制限価格・低入札調査基準価格】

(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費等×55%)+消費税



改正内容 (現場管理費×80% ⇒ 現場管理費×90%)

(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)+消費税

【失格基準価格】

(直接工事費×90%+共通仮設費×70%+現場管理費×80%+一般管理費等×55%)+消費税



改正内容 (現場管理費×80% ⇒ 現場管理費×90%)

(直接工事費×90%+共通仮設費×70%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)+消費税

2. 現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大

□現場代理人の兼任を認める対象工事

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金額の変更、契約の解除等を除く)を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐(当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること)が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。平成29年4月1日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約(単価契約を除く)から、現場代理人の兼任を認める対象工事を拡大します。

【現場代理人の兼任を認める対象工事】

請負代金額が1件あたり2,500万円未満の工事(単価契約を除く)を2件まで



改正内容(対象工事の拡大)

請負代金額が1件あたり3,500万円未満の工事(単価契約を除く)を2件まで